別紙３：廃棄物の排出方法

廃棄物の排出方法は、「廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令（平成17年環境省令第28 号）」第6条及び同省令別表のとおり、「当該船舶の航行中に排出しない。」に適合するため、具体的には以下の方法によって廃棄物を排出する。

浚渫土砂の排出方法：	浚渫した土砂を白山の船内に設置された浚渫土砂をためる場所である「泥艙」に入れたまま、排出海域（海洋投入海域）に運び、船底のバルブを開けて排出する。

1. 使用船舶

使用する船舶は、以下のとおりである。また、排出バルブの詳細な仕様は、図-1に示すとおりである。

・ドラグサクション船（泥艙容量：1,380m^3）　１台

大型浚渫兼油回収船「白山」
（浚渫方法：ドラグサクション式）

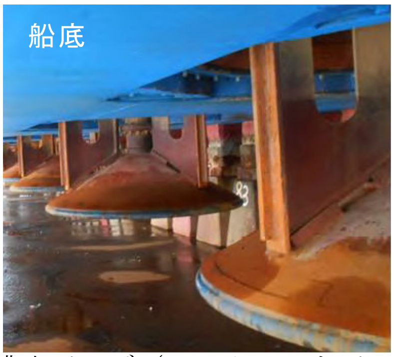

排出バルブ（マニホールドバルブ）

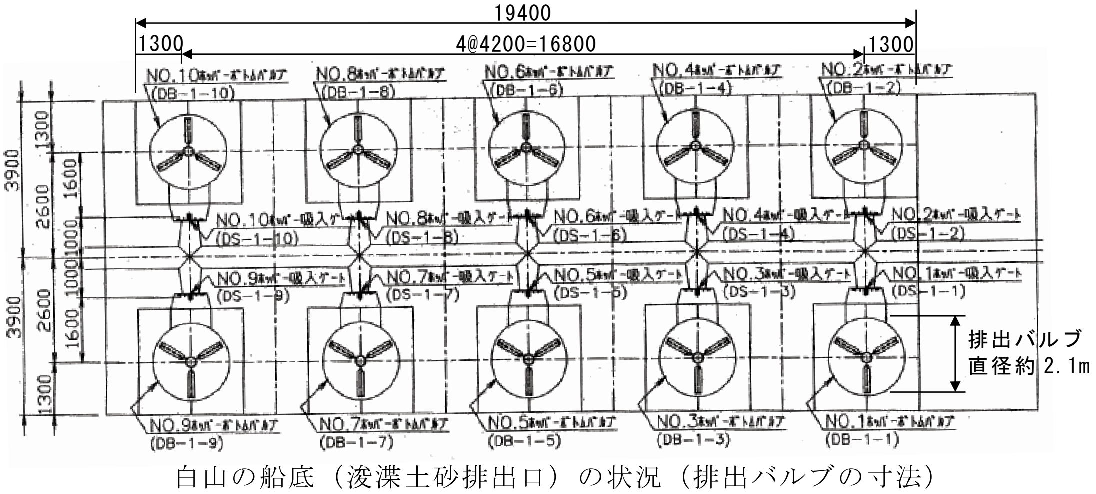

白山の船底（浚渫土砂排出口）の状況（排出バルブの寸法）

図-1　使用する船舶

2. 排出手順及び排出量

浚渫した土砂を排出する手順及び排出量は、以下のとおりである。

また、堆積状況を確認するため排出海域を4分割したエリア設定状況は、図-2に示すとおりである。

＜排出手順及び排出量＞

- GPS により位置を確認のうえ排出し、航行中は排出しない。また、排出海域において船艙の洗浄は行わない。
- 1 日あたりの最大排出量は、8,250m^3（平成 30 年度実績より）とする。
- 1 回のサイクル（浚渫～運搬～排出）は、約 1 時間 30 分とする。
- 排出海域（海洋投入海域）を 4 分割し、排出海域において排出した土砂が一定の高さで堆積するよう、排出位置を確認しながら排出する。
- 上記については、日々の最終投入時に「白山」に搭載されている音響測深機により測定し、最浅値を記録する。

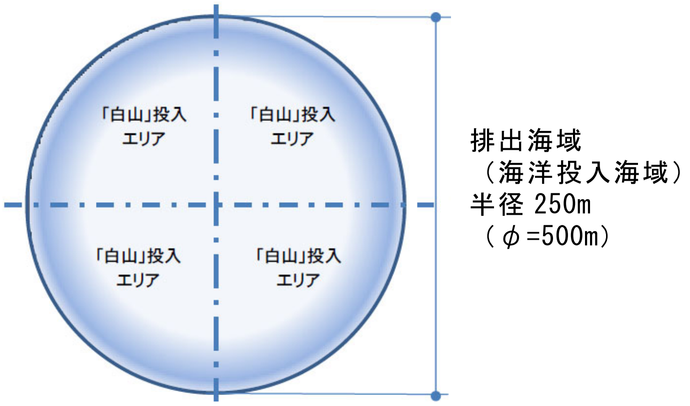

図-2　「白山」による投入箇所